

第 6 7 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、幼稚園教育職員の給料月額を改定する等のため提出
します。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年
3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成 2 4 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成 2 4 年 3 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 2 7 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 4 項及び第 5 項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例(昭和 6 3 年 7 月台東区条例第 1 2 号)第 4 条第 1 項又は公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例(平成 1 5 年 1 2 月台東区条例第 4 8 号)第 3 条の 2 の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額又は第 1 号及び第 2 号若しくは第 1 号及び第 3 号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とす

る。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成23年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年3月台東区条例第4号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

(3) 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

4 平成23年4月1日から平成24年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用について

は、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

- 5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成24年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委 任）

- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。